

# 任意継続被保険者の皆さまへ

## 任意継続被保険者保険料について

令和7年9月30日現在における当組合の全被保険者の平均標準報酬月額が341,158円となり、健康保険法第47条第1項第2号の規定により、任意継続被保険者の標準報酬月額は次のとおり決定されましたのでお知らせいたします。

### 令和8年度任意継続被保険者の標準報酬月額

月額340,000円24等級

適用年月日 令和8年4月1日

(令和7年度 月額340,000円24等級)

ただし、その方の退職時の標準報酬月額がこの標準報酬月額を下回るときは、退職時の標準報酬月額(等級)とします。

## 国民健康保険料がお安くなる場合があります！

### 任意継続保険料と国民健康保険料について



任意継続被保険者の保険料は、退職時の標準報酬月額か、当組合の前年度9月30日現在の平均標準報酬月額のいずれか低い方で決定されます。また、任意継続被保険者の保険料は料率変更等がない限り、2年間変わらないことを原則としています。

一方、国民健康保険の保険料については、前年の所得内容(1月～12月)をもとに計算されます。このため、**4月より年間(4月～翌年3月)の保険料が任意継続被保険者の保険料に比べて安くなる場合があります。**保険料の金額については、お住まいの市区町村へご自身でお問合せください。

また、国民健康保険に切り替える場合は、資格喪失の手続き等の準備がありますので、必ず事前に下記管轄の本・支部までご連絡ください。

問合せ

東京実業健康保険組合

記号4000番の方：本 部 適用課 TEL 03-3663-1361(代)  
記号5000番の方：城西支部 適用係 TEL 03-3342-8821(代)  
記号7000番の方：城南支部 適用係 TEL 03-5537-2400(代)  
記号8000番の方：城北支部 適用係 TEL 03-3980-1501(代)